

分野別基本計画

基本目標 1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち 【暮らし安全・環境】

政策 01

災害や感染症等に備えた いのちを守る危機管理

- 【総合戦略】 施策1. 町民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の
充実・防疫体制の充実強化 76
- 【総合戦略】 施策2. 防災・減災対策の充実強化 78

政策 02

穏やかな暮らしを守る安全・安心 な生活環境を整える

- 【総合戦略】 施策1. 防犯・交通安全対策の推進 80
- 【総合戦略】 施策2. 暮らしを守る消費者保護対策の充実 82
- 【総合戦略】 施策3. 暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実 84
- 【総合戦略】 施策4. ため池・急傾斜地崩壊対策の推進 86

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

- 施策1. 多様な生物を育む自然環境の保全 88
- 施策2. 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用 90
- 施策3. ごみの減量と資源化の推進 92

**政策
01****災害や感染症等に備えた
いのちを守る危機管理****施策1 町民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の充実・防疫体制の充実強化****施策目標**

災害や感染症などの町民の平穏な生活をおびやかす様々な危機に対し、迅速・的確に対処できるように医療・防災体制が強化され、町民のいのちと安寧な暮らしが守られています。

現状と課題

大規模化かつ激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症のまん延・テロ対策や原発事故による避難者の受け入れなど、住民の平穏な生活を脅かすリスクが多様化、複雑化しています。住民の安寧な暮らしを守るため、町ぐるみ、地域ぐるみで危機意識の醸成と対応力の向上を図るなど、危機管理対策の充実、強化が喫緊の課題となっています。

大規模な自然災害の発生や感染症の拡大に際し、個々の家庭や行政による対応に加えて、地域の実情に応じ、地域社会の多様な主体が協力し、きめ細やかな対応・支援を行うことが、危機を乗り越えていく上で大いに効果を発揮することが再認識されています。

災害の頻発・激甚化により、地域防災力の充実強化の必要性が再認識されており、自主防災組織がきめ細やかな避難所運営等で効果を上げていけるよう、コミュニティ組織の活動基盤の強化が重要となってきます。危機管理体制の充実・強化に向けて、平常時からの備えとして、災害時応急対応業務の標準化を図るとともに、緊急時の体制強化として、大規模な自然災害や感染症対策等あらゆる危機の発生に対して、迅速に情報を収集することが求められています。

新型コロナウイルス感染症は、世界全体に拡大し、日本国内においても複数の地域で感染経路が明らかでない事例やクラスター（集団）感染による状況の悪化など、多くの地域で感染が拡大し、外出や営業の自粛など、これまでの生活様式を大きく覆す事態となりました。このような新たな感染症に対応し、新しい生活スタイルを確立させていくためには、平常時から、個人、地域、職場などにおける感染症予防対策の普及・啓発に取り組む必要があります。また、医療資機材の備蓄・整備、県や医療機関との連携強化などのあらかじめ必要な体制の整備を行う必要があります。

また、社会経済活動や日常生活が制限されたことを踏まえ、行政運営においても、新型コロナウイルス収束後の「ポストコロナ」時代を見据えた「新たな日常」の確立のため、オンラインでの申請や会議の開催などデジタル化への取組を加速させる必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
非常時危機管理体制マニュアルの作成及び更新		作成済	作成済・更新	作成済・更新	危機管理室
非常時危機管理訓練開催実績	件	0	1	2	危機管理室
オンライン申請等が可能な行政手続き	件	16	30	50	すべての課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 非常時を想定した危機管理体制の充実強化	大規模な災害はもとより、町民の生命、財産を脅かすあらゆる危機を想定した危機管理体制を整備し、「公助」としての十分な訓練等を実施するなど、状況に応じた対応マニュアルを作成します。 また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等に対応する防疫体制の充実を図り、避難所運営マニュアル等の更新・普及に努めます。 <具体的事業> ・ 非常時危機管理体制の整備 ・ 非常時危機管理体制マニュアルの作成	危機管理室
2 危機管理意識の向上	災害に対する危機感を住民と共有し、個人・地域・行政で協働し、立ち向かう社会を構築する施策を推進します。また、あらゆる危機に対して、「最悪のシナリオ」の検証を行い、防災・減災対策に反映します。自助・共助・公助が連携して、防災減災対策に取り組むための意識高揚や醸成を目指し、国土強靱化計画の策定に取り組んでいきます。 <具体的事業> ・ 国土強靱化地域計画の策定	危機管理室
3 役場における危機管理対策	大規模な自然災害や、多種多様な感染症対策に備えるため、あらゆる危機の発生に対し迅速に情報を収集し、非常時呼出体制を強化充実します。 危機管理マニュアルを基に定期的に全職員で訓練を実施し、不測の事態を想定した危機管理対策シミュレーションの取組を行います。 <具体的事業> ・ 危機発生時の正確な情報の収集及び共有化	危機管理室
4 新たな感染症に対する対策	平常時から、「新しい生活様式」などの感染症予防対策の普及・啓発に取り組むとともに、緊急時に備えた、マスクや消毒液等の備蓄・整備、県・医療機関との連携、感染症を踏まえた避難体制の確立など、感染症に対する危機管理体制の強化に取り組みます。また、行政運営全般においても、オンラインでの申請や会議の開催などデジタル化を推進するとともに、リモートワークの普及推進を図ります。 <具体的事業> ・ 新型感染症等予防対策事業	健康福祉課 危機管理室 すべての課

関連する個別計画

和気町地域防災計画、和気町新型インフルエンザ等対策行動計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
日頃から実際の災害発生を想定した、行動や役割を確認します。感染症に関する正しい知識を持ち、「新しい生活様式」の実践やワクチンの接種などにより、感染防止対策に努めます。	災害発生後の早期復旧に向けた、計画的な整備と効率的な補助等の総合的支援を実施します。県や医療機関との連携体制を構築するとともに、教育機関等、各種団体とも連携し、感染症対策に取り組めます。

**政策
01****災害や感染症等に備えた
いのちを守る危機管理****施策2 防災・減災対策の充実強化****施策目標**

自分の命は自分で守るという防災意識が高まり、町民、地域、町が相互に連携し、自助・共助・公助による地域の防災力、減災力が強化され、様々な災害による死亡者がありません。

現状と課題

気候変動による台風の大型化、局地的な豪雨の増加、近い将来発生が予測される南海トラフ地震など、これまでの想定を超える自然災害の脅威により、町民の不安が高まっています。これらの災害による被害を最小限に抑えるため、国や県が公表した、想定される最大規模の被害予測を踏まえた、防災・減災対策を進めています。

これまで町では、災害から「いのちと財産を守る」施策を最優先に、町民一人ひとりの防災意識の向上や、防災訓練を実施してきましたが、町民の防災意識は十分高いとはいえず、全町民を対象とした防災訓練への参加率は低迷しています。大規模災害時には、行政による迅速な支援は難しく、「公助」の限界が指摘されています。個人で災害に備える「自助」、地域で助け合う「共助」が最も重要であることから、引き続き積極的に地域や自主防災組織に対する講習会・ワークショップ、訓練を行うとともに、日頃から隣近所で支え合える地域づくりへの協力や、将来を担う子どもたちが災害時に適切な行動をとれるよう、防災教育にもより一層注力する必要があります。

近年の日本各地で発生している大規模災害の教訓として、誰一人取り残すことの無いよう、要支援者等への個別避難計画の策定や、災害から守った「いのちをつなぐ」施策として、避難所運営マニュアルに沿った事前準備や、必要な備蓄品・物資の充実が重要な課題と考えています。

また、備蓄物資の物流拠点や発災後の災害廃棄物の集積場所、仮設住宅用地、自衛隊をはじめとするボランティア等の受け入れ拠点のための施設や、敷地の整備も重要な課題と考えています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
防災訓練への参加世帯の割合	%	なし	60	80	危機管理室
「わがまちハザードマップ」作成地区数	地区	3	52	52	危機管理室
自主防災組織防災訓練開催実績	地区	6(R1)	52	52	危機管理室
地区防災計画整備実績	地区	0	52	52	危機管理室
避難所の施設整備の充実	%	20	100	100	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 自主防災組織への活動支援	大規模な災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から自らの命は自分で守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」に根ざした地域防災力の強化を図るための取組を行います。 地域における防災力強化のため、自主防災組織への様々なメニューの提案と、補助・支援を強力に推進します。また、行政区や民生委員等と協力・連携し、要支援者の把握と個別避難計画の作成、支援体制の整備充実に努めます。 <具体的事業> ・「わがまちハザードマップ」作成支援 ・地区防災計画作成支援 ・自主防災組織の緊急指定避難場所施設整備及び備蓄物資等購入支援 ・要支援者個別避難計画の策定 ・避難所運営マニュアルによる運営委員会の支援	危機管理室
2 町民の防災意識高揚のための啓発	総合防災訓練や防災講習会を実施するとともに、わがまちハザードマップ、地区防災計画の手引き等を作成し、各個人が作成に関われる仕組みにすることにより、町民の防災・減災意識の高揚を図り、災害時の備えを促進します。 <具体的事業> ・防災訓練・防災講習会への参加啓発 ・防災意識の高揚啓発 ・非常時携行品の常備啓発・支援	危機管理室
3 避難所の資機材の整備及び防災拠点施設・敷地整備	避難所での生活を余儀なくされる場合を想定し、短期・長期避難やコロナウイルス感染症等感染症対策を講じた、資機材の整備・充実に努めます。 大規模災害発生想定での、備蓄物資の物流拠点や発災後の災害廃棄物の集積場所、仮設住宅用地、自衛隊をはじめとするボランティア等の受け入れ拠点のための施設や、敷地の整備を行います。 <具体的事業> ・指定避難所の施設整備、資機材充実 ・計画的な物資の備蓄 ・復旧・復興の拠点の施設、敷地整備	危機管理室

関連する個別計画

和気町地域防災計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
大規模な自然災害を想定し、自主防災組織を中心とした、地域防災力の向上に努めます。町民は、自分の命は自分で守る意識を持ち、各家庭での避難計画を作成するとともに、家庭内の防災対策、食料や避難の際の携行品の備蓄など、事前の備えを行い、自助による防災力の向上に努めます。	町は、町民の生命・財産を守るため地域と協働し、防災連携の強化と、発災後の早期復旧に向け、計画的な整備と効率的な補助等の総合的支援を実施します。

政 策
02**穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策1 防犯・交通安全対策の推進****施策目標**

防犯、交通安全対策が地域と共に進められ、犯罪や交通事故に遭う町民が少なく、安心した生活を送るための環境が整っています。

現状と課題

国の犯罪白書によると、全国の警察が認知した刑法犯認知件数は、平成14（2002）年をピークに減少しています。また、全体の約7割を占める窃盗犯についても同様に減少しているものの、近年、高齢者を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺が急増しており、日々巧妙化する特殊詐欺への対策を講じる必要があります。また、消費者を取り巻く環境も変化してきており、町民がトラブルに巻き込まれることがないように、講習会の開催や相談窓口の対応強化が必要となっています。

地域防犯対策として効果がある、防犯灯の設置及び設置補助について推進していますが、器具の交換やLED化、維持管理に多額の経費が必要となっています。

交通安全対策として、車の安全機能の向上や啓発活動等により、事故件数は減少傾向ではありますが、中山間地域の本町にあっては、自家用車の利便性・機動性から、高齢ドライバーの運転免許証返納が進みにくく、今後、運転操作ミスや認知ミス等による重大事故の発生が懸念されており、総合的な事故防止対策が急務となっています。

防犯・交通安全対策には、警察をはじめとする行政機関と、地元地域と連携することが重要であり、協働して町民の生活不安をなくすために必要な施策を実践し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進する必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
防犯灯設置件数（町設置箇所数）	基	1,340(R1)	1,450	1,500	危機管理室
防犯カメラ設置件数（町設置箇所数）	基	29(R1)	50	70	危機管理室
刑法犯認知件数	件	45(R1)	30	25	危機管理室
交通事故発生件数（人身、死亡）	件	21(R1)	15	15	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 防犯施設の充実	犯罪を抑止する環境整備として、通学路や地域の要望箇所へ計画的な防犯灯・防犯カメラの設置を推進します。特に通学路等へ優先的な設置を継続します。 <具体的事業> - 計画的な防犯灯設置 - 地域における防犯灯設置補助の維持 - 計画的な防犯カメラの設置	危機管理室
2 消費者の生活を守る	住民（特に高齢者）を対象とした、防犯対策の講習会を開催するなど、防犯意識高揚に努めます。 また、同様に消費生活トラブルに巻き込まれないためのアドバイスなどの講習会の実施や、啓発活動を強化し、意識高揚に努めます。 <具体的事業> - 防犯対策講習会の開催 - 消費生活講習会の開催 - 相談窓口の充実強化	危機管理室
3 交通安全の推進	交通安全施設の計画的な設置、更新を行います。また、交通安全意識の高揚に努める講習会を開催します。特に高齢ドライバーへの免許証返納の働きかけと、事故被害者とならないための行動についての啓発活動を推進します。市街地、集落の水路へは転落防止のため防護柵の設置を行います。 <具体的事業> - カーブミラーやガードレール・パイプ等の計画的な整備、更新 - 高齢ドライバーの免許証返納促進 - 夜光反射材等着用促進	危機管理室

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
防犯対策については家族内での自宅訪問者への対応や、電話対応等についてのルール決めを行います。交通安全については、道路交通法の遵守と、適切な時期の免許証返納を行います。	通学路をはじめとする、必要場所へ防犯灯や防犯カメラを計画的に設置します。 町民の生活不安解消につながる情報提供や、各種講習会の開催等を行うとともに、相談窓口としての充実強化を図ります。

政策
02**穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策2 暮らしを守る消費者保護対策の充実****施策目標**

振り込め詐欺等の特殊詐欺をはじめとした様々な消費者問題について、啓発活動や適切な相談窓口対応ができています。

現状と課題

消費者を取り巻く環境は、高齢化やグローバル化、情報化などの進展により急速に変化しています。特殊詐欺と呼ばれる詐欺行為も巧妙になっており、最新の手口を把握することが困難となっています。特に高齢者を対象とした特殊詐欺に加え、インターネット関連被害ではワンクリック詐欺、オンラインゲームによる高額請求、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じた対人関係トラブル等、子どもや若者を取り巻く社会環境は非常に深刻です。

また、世代に関係なくインターネット等を利用した通信販売の普及をはじめ、商品や販売の形態も多様化してきているとともに、食品の偽装表示やクレジット被害、多重債務被害など消費者被害が多発しており、被害にあわないための知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報の提供が急務になっています。

町民がこうしたトラブルに巻き込まれることがないように、最新の状況の広報や、防犯機能付き電話の購入補助等、町民のニーズと合致する施策を講じるとともに、変化する騙しの手口に出来る限り対応した講習会の開催、相談窓口の対応強化が求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
防犯機能付き電話購入補助数	台	14(R2.9)	50	80	危機管理室
消費に関わる出前講座の開催数	回	1	5	5	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 町民を詐欺等から守る	町民を、詐欺等から守るため、防犯機能付き電話の購入補助を継続するとともに、関係機関や地域等と連携し、見守り体制の充実を図ります。 ＜具体的事業＞ ・ 防犯機能付き電話購入補助の継続	危機管理室
2 消費者知識の普及啓発	消費者への知識の普及啓発のため、出前講座等による消費者教育や広報・告知放送等による情報提供を行います。 ＜具体的事業＞ ・ 出前講座等による消費者教育の推進 ・ 詐欺等の広報啓発	危機管理室
3 消費生活相談の充実	消費生活相談の充実を図るため、消費生活に関する情報を収集し、高度専門化する消費者トラブルの相談にも対応できる相談窓口の強化充実に努めます。 また、デジタルやインターネットの活用、県や近隣自治体と連携した、様々な対応方法について検討を進めます。 ＜具体的事業＞ ・ 相談体制の強化	危機管理室

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
振り込め詐欺等の防止対策として、家族や親族等で、電話対応についてのルールを決める等の予防策を講じます。 不安がある場合は、身近な信頼できる人や消費生活センターをはじめとする行政機関へ直ちに相談します。	町民の不安を解消するための、情報提供や啓発活動を行います。 関係機関や地域と連携して、見守りや相談対応など、町民が安心して生活出来る体制を整えます。

**政策
02****穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策3 暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実****施策目標**

常備消防や地元消防団との強い連携体制が構築されるとともに、地域の防火対策や救急搬送体制が強化充実し、日常生活における身近な安心や安全が確保されています。

現状と課題

常備消防の東備消防組合では、平成 30（2018）年度から北部出張所へ救急隊を 1 隊増隊し、和気北部地域の常備体制を充実・強化したところですが、地域の消防体制の根幹を担う消防団では、人員確保に苦慮しており、勧誘活動の強化や分団・部の統廃合や元消防団員等を対象とした、機能別団員制度の創設も視野に検討が必要となっています。

また、近年農作業の一環として、野焼きやたき火を行う際に、誤って付近の山林へ延焼するケースが散見されます。昼間の消防団員等、消火要員の確保が困難な際や気象条件によっては、致命的な大規模林野火災を誘発する恐れがあり、野焼きやたき火に対する地域ぐるみ、町ぐるみでの注意喚起が必要です。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
消防団員数（条例定数 700 人）	人	656	700	700	危機管理室
火災発生件数	件	3(R1)	0	0	危機管理室
防災士資格取得者（累計）	人	26(R1)	50	75	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 常備消防の充実強化	東備消防組合の運営支援を行うとともに、連携強化を図り、安心・安全の継続を担保していきます。 ＜具体的事業＞ ・ 職員の資質向上研修の支援	危機管理室
2 非常備消防の充実	消防団の人員確保について、積極的な勧誘と啓発活動により、現状維持を目指します。また、東備消防組合と定期的に合同訓練を行うなど、連携を密にして防災体制の強化を図ります。 ＜具体的事業＞ ・ 消防団員の確保・維持 ・ 計画的な車両・資機材の更新	危機管理室
3 防災士の資格取得補助	火災や災害時に、専門的知識等を有する防災士について、消防団員や、自主防災組織の推薦により、資格の取得補助の継続と、取得者増加に努めます。 ＜具体的事業＞ ・ 防災士資格取得補助	危機管理室
4 AED の設置や救命法の普及	AED については公共施設や、常備消防施設からの遠隔地（室原、北山方）への設置・救急協力員の配置は完了していますが、更なる充実を図ります。また、救急救命法の受講を促し、普及に努めます。 ＜具体的事業＞ ・ AED の増設及び救急協力員の配置	危機管理室

関連する個別計画

和気町消防施設整備5カ年計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
和気町内の在住・在勤者（若者世代）は、積極的に消防団に入団します。要支援者は個別計画策定に協力し、支援者も理解を深めます。 野焼き、たき火はルールを守って行います。また、実施の際は消防署へ届け出を怠りません。	常備・非常備消防への支援を強化し、住民の安心・安全の生活を守ります。

**政策
02****穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策4 ため池・急傾斜地崩壊対策の推進****施策目標**

ため池や急傾斜地崩壊対策等、大雨等の際に町で起こりうる災害に対して、計画的に防災対策が進み、安全で安心できるまちがつくられています。

現状と課題

ため池は農業かんがい用水、また下流の洪水緩和や土砂の流出防止、非常時における防火用水、そして動植物などの生態系の保全、地域の憩いの場として重要な役割を果たしています。しかしながら、本町の多くのため池は、老朽化が進んでおり、耐震性を明確にしたうえで大雨や地震に対する適切な対策を検討する必要があります。ため池が決壊した場合、一瞬にして町民の生命、財産を奪う危険性があるため、下流に民家、公共施設等があり貯水量が多いため池（防災重点ため池）から優先的に改修工事を進めていく必要があります。改修工事については良質土（鋼土）を採取する土取場の確保と工事で発生した建設残土置場の確保が課題となっています。

急傾斜地対策については、本来、山林は山崩れ等の山地災害を抑止し、水源かん養（保水）の役割を担うものですが、近年は山林所有者が不明の場合や、山林まで手入れが行き届かない等の事情により荒廃が進んでおり、洪水や土砂災害を誘発することが懸念されています。山地災害を抑止するための保育や間伐を促進し山林機能を保全するとともに、適切な施設整備が求められています。また、斜面崩壊や地すべりが発生するおそれがある地域には、崩落防止や侵食防止等の対策を行い、生活環境を守る取組が求められています。

長年の大雨や台風により、河川に流出した土砂の堆積が進み、河川の流れが阻害されることにより発生する河川災害を未然に防止するため、国土交通省、岡山県及び本町がそれぞれの河川管理区分において浚渫工事を実施しています。浚渫工事において大量に発生する浚渫土の置き場所の確保が課題となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
ため池改修工事	力所	1 (R1)	3	5	都市建設課
治山えん堤の設置（県営事業）	力所	0	1	2	都市建設課
急傾斜地崩壊対策工事（県営事業）	力所	1	2	2	都市建設課
河川浚渫工事	河川数	5	4	4	都市建設課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 ため池の整備	大雨、地震等による災害を未然に防ぐため、ボーリング等による耐震調査及び計画を実施し、貯水量が多いため池（防災重点ため池）から優先的に整備を進めます。 <具体的事業> - 農業農村整備事業 - 小規模ため池補強事業 - 融資事業	都市建設課
2 治山えん堤の設置	山地災害を防止し、山林機能を保全するため、荒廃した溪流へ治山えん堤を設置します。また、治山えん堤から下流への排水路整備（流末処理）を単町事業で実施することにより大雨による災害を未然に防ぎます。 <具体的事業> - 予防治山事業 - 林地崩壊防止事業 - 排水路整備事業（単町）	都市建設課
3 急傾斜地の対策	山林の斜面崩壊や地すべりなど土砂等の崩落による人家等への被害を防ぐため、法枠工や法面保護工などを実施し、また、崩落を直接抑止すること（工法）が困難な場合は斜面下部へ崩壊土砂を受け止めることができる擁壁を設置します。 <具体的事業> 急傾斜地崩壊対策事業	都市建設課
4 河川浚渫工事の実施	大雨や台風による河川の越水、逆流等の氾濫を防ぐため、堆積土砂や樹木の浚渫工事により低下している河川の流下能力を回復させます。 <具体的事業> - 緊急浚渫推進事業 - 単町土木事業	都市建設課

関連する個別計画

農業農村整備事業管理計画、河川整備計画、緊急浚渫推進事業計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
岡山アダプト推進事業等による町民による河川の環境整備作業に積極的に参加します。	治山えん堤や河川浚渫は町民の安全安心に直結する事業のため、早急な事業着工、完了に努めます。

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

施策1 多様な生物を育む自然環境の保全

施策目標

地域ぐるみで水環境及び里山を保全・管理することで、美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな自然環境が守られています。

現状と課題

本町は、岡山県三大河川の一つである吉井川が流れ、また、県立自然公園（吉井川中流域自然公園）として一部が指定されており、それらの美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな環境を将来まで維持できるよう取り組む必要があります。

河川等の水は、飲料水等として利用されるだけでなく、人々の生活に潤いとやすらぎを与えるとともに、観光、文化、交通、漁業など様々な経済活動を支えています。

また、森林や緑地、農地は、雨水の浸透や生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収源など多面的な機能を持っています。しかし、美しい里山に囲まれている本町においては、高齢化や農業離れが進行し、その管理者や担い手が減少したことで、管理者不在林や荒廃農地等が増加し、景観を損なう恐れがあるため、農林業における後継者や団体の確保育成を図り、耕作放棄地の減少、拡大防止に努める必要があります。

かつての農村生活から都市化された生活への移行に伴い、自然環境とふれあう機会が減少し、自然環境への関心が薄まりつつあることから、吉井川や自然保護センターなど地域の資源を活用し、水辺の楽校など自然とふれあう機会を創出することで、町民一人ひとりの自然環境への関心を高める必要があります。

豊かな自然環境と町民の生活環境を守るため、廃棄物の不法焼却（野焼き）に対する巡回指導の実施や、公害を発生させる恐れのある事業所と所在地区との公害防止協定の締結を推進する必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名		単位	現状値	目標値		担当課
			令和2年	令和7年	令和12年	
町内河川の BOD 数値	吉井川	mg/L	0.9(H30)	≦3.0	≦3.0	住民課 生活環境課
	金剛川		0.7(H30)	≦2.0	≦2.0	
	初瀬川		0.7(R1)	≦2.0	≦2.0	
廃棄物の不法焼却（野焼き）及び典型7公害苦情件数		件	2	0	0	住民課 生活環境課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 自然環境の保全と活用	農地及び山林の荒廃による景観悪化を防止するため、適正に管理する必要があります。「森林環境譲与税」や「岡山県就農促進トータルサポート事業」等を活用しながら担い手や管理者を育成することで荒廃を防ぎ、自然環境を保ちます。 また、生態系への影響の少ない自然環境に配慮した農業の推進を行います。 <具体的事業> ・森林経営管理制度 ・新規就農者の確保・育成 ・エコファーマーの育成	産業振興課 住民課 都市建設課
2 自然に愛着のある住民の育成	岡山県自然保護センターと連携しながら、「自然観察会」の実施を行い、町の行事でもある「水辺の楽校」など自然とのふれあいの場を提供します。 <具体的事業> ・水辺の楽校	産業振興課 都市建設課 住民課
3 公害発生の未然防止	公害等により町民の生活環境が害されることを防ぐため、不法焼却に対する巡回指導や公害が発生する恐れのある事業所と地元区との公害防止協定の締結の推進を図ります。 <具体的事業> ・不法焼却の巡回指導 ・公害防止協定の締結の推進	住民課 生活環境課

関連する個別計画

和気町森林整備計画、新規就農者等確保計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
県や町から提供される自然とのふれあいの場に積極的に参加し、自然環境への関心を高めることで、河川や農地、山林の荒廃を防ぎ、豊かな自然環境を将来へ継承します。また、事業所と地域が一体となって公害の発生防止に努め、地域の自然環境を守ります。	山林や農地の管理について、補助事業等を活用しながら、適正な管理を促すとともに、きれいな空気や水とのふれあいの場の提供を地域と協働で開催します。 公害防止協定の締結により公害のない町づくりを推進します。

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

施策2 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用

施策目標

町民一人ひとりの地球温暖化対策への理解が進み、家庭や職場で温室効果ガス排出量ゼロに向けた取組が進められています。

現状と課題

温室効果ガス（CO₂）の影響による地球温暖化が進行し、それに伴う気候変動など自然環境へ及ぼす影響へのリスクが高まっています。国においても省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、平成 30（2018）年には、「第5次エネルギー基本計画」により、令和 12（2030）年のエネルギーミックスの実現に向けた再生エネルギーによる自給率の向上や、原子力発電への依存度の低減等の取組が示されています。

また、我が国の目標として令和 2（2020）年に宣言された、令和 32（2050）年までに温室効果ガス（CO₂）排出量を実質ゼロとすることに向け、本町としても「2050 年温室効果ガス（CO₂）排出量実質ゼロ」を宣言し、和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に努めていく必要があります。

クールビズやウォームビズの促進、温暖化対策となる様々な「賢い選択（COOL CHOICE）」等の啓発活動の実施や自然と共生した再生可能エネルギーの導入について検討し、あわせて公共施設においても再生可能エネルギーの利活用の検討や省エネ化及び節エネの徹底を図り、官民一体となって環境にやさしいまちづくりの形成を進めていきます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
公共施設における温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	t	3,908 (H31)	3,517	3,165	住民課 生活環境課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 温室効果ガスの削減	和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に努めます。 また、温室効果ガスの削減に向け、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入について検討します。事業所では、クールビズやウォームビズの促進、省エネ機器の導入などを中心に実施し、家庭では、夏場の日照から室内を保護し、温室効果ガスを吸収する植物による緑のカーテン事業に参加するなど、環境にやさしい取組の啓発・活動に取り組みます。 <具体的事業> - 地球温暖化対策実行計画の推進 - 緑のカーテン事業	住民課 生活環境課 産業振興課
2 家庭への省エネ設備の普及	個人が家庭で使用する省エネ設備について普及啓発を行い、家庭でのエネルギー消費による温室効果ガスの排出の抑制を図ります。 <具体的事業> 家庭への省エネ設備の普及啓発	住民課 生活環境課
3 公共施設の省エネ化	太陽光やバイオマスエネルギーなどをはじめとする再生可能エネルギーの公共施設での利用について検討を行い、あわせてエネルギー効率の高い設備の導入を積極的に行うなど、公共施設及び事業活動でのエネルギー消費による温室効果ガスの排出の抑制を図ります。 <具体的事業> - 再生可能エネルギーの導入の検討 - 公共施設の省エネ設備の導入促進	住民課 生活環境課 産業振興課

関連する個別計画

和気町地球温暖化対策実行計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
環境問題に対する意識を向上させます。地球温暖化対策のため、緑のカーテン事業や省エネ、温室効果ガス低排出機器の導入など環境に優しい取組を実践します。	「2050年温室効果ガス(CO2)排出量実質ゼロ」に向け、計画に基づく温室効果ガスの削減を町民と共に進めます。

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

施策3 ごみの減量と資源化の推進

施策目標

町民や事業者等の環境意識が高まり、ごみの適正な排出と減量化が進むとともに、資源の有効活用ができています。

現状と課題

持続可能な循環型社会を構築するために4R（Refuse:不要なものを断る。Reduce:ごみの排出を減らす。Reuse:繰り返し使う。Recycle:資源として再利用する。）推進活動など、ごみの減量化の推進、分別排出の徹底を図ってきました。さらに、リサイクル率向上のために生ごみの分別収集、堆肥化の事業を平成26（2014）年度から開始するなどしてきました。

消費活動が活発であるため、ごみ量は近年増加しています。分別によるリサイクルの推進、環境に優しい消費者の啓発を行うなど、更なるごみ減量化の取組を行うことが課題となっています。

ごみ減量化の取組については、現状のごみ分別区分を維持しながら、資源循環の重要性を啓発し、補助金等を活用して地域団体の育成を図り、リサイクル率の向上を図ります。

ごみ処理施設やし尿処理施設等は、適正な維持管理を行うことで長期にわたって利用することが可能となります。定期的に点検等を実施し、異常箇所の早期発見と定期補修により維持できるようにする必要があります。

環境美化の推進では、ポイ捨てや不法投棄の対策が景観維持の視点からも重要となっています。

不法投棄等がもたらす環境への影響は小さくなく、内容が処理困難であり規模が大きくなるにつれ地域環境への影響があるほか、住環境への影響も大きいものとなります。不法投棄については、平成28（2016）年度の9件をピークに減少し、近年では1～2件の推移となっています。これは、監視カメラの設置や区長や環境衛生指導員、町民の協力による結果と推察されます。

引き続き、監視活動を行うとともに、投棄されたものは一斉清掃などにより撤去することで地域環境の美化を行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
町民1人あたりのごみ排出量	g/日	776(R1)	760	750	生活環境課
リサイクル率	%	16.0(R1)	21.5	27.0	生活環境課
大規模不法投棄力所数（粗大・産廃）	力所	1	0	0	生活環境課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 分別回収・再資源化の推進	ごみの減量化のために生ごみ・剪定枝を分別回収し、たい肥化した上で配布・販売します。 リサイクルの推進のために古紙類・プラスチック製品等の分別回収・資源化を推進します。 子供会など資源回収団体の育成を行い、再資源化推進のため回収した重量により補助金を交付します。 石油代替燃料などにリサイクルするため、容器包装プラスチックだけでなく製品プラスチックの回収を行います。 <具体的事業> ・生ごみたい肥化事業 ・資源回収推進団体補助金 ・プラスチック製品回収事業	生活環境課 住民課
2 不法投棄やポイ捨ての防止	不法投棄の早期発見による被害の最小化を図り、快適で清潔な生活環境を維持するために監視カメラの設置や、環境衛生指導委員による環境パトロールを行うとともに、町ぐるみの一斉清掃活動などを実施します。 <具体的事業> ・監視カメラ設置事業(移動型) ・環境パトロール(年1回) ・地区一斉清掃(年2回)	生活環境課 住民課

関連する個別計画

和気町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）、和気町分別収集計画、和気町災害廃棄物処理計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
ごみの減量化・分別収集に協力します。 子供会等の地域団体は、資源回収を行いごみ減量化と再資源化に協力します。 不法投棄やポイ捨てをせず、一斉清掃へ参加し、地域内美化に努めます。	ごみ減量化のため分別収集を行い、再資源化の事業を推進します。資源回収団体推進補助金を交付することで資源回収を実施する地域団体を育成し、リサイクル活動を後押しします。

